第４章　基本的な考え方

第２章「建設産業を取り巻く現状」や第３章「前プランの評価・検証」、更に道内建設企業の意見や北海道建設業審議会の審議等を踏まえ、新プランにおいては「建設産業の担い手の確保及び育成」を早急に解決すべき重点課題とすることとし、その解決に向けて、建設産業の「働き方改革」、情報通信技術の活用等を通じた「生産性の向上」、そして一般の方や若者の関心や理解を深める効果的な「魅力の発信」を３つの柱とし、将来、担い手となる若者や子どもたちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなることを目指し、関係団体等と連携しながら、取組を展開していく。

1　道内建設企業の意見

（１）若手就業者の声（人手不足が進む原因）

道内建設企業に所属する若手就業者へのアンケート結果によると、建設業の人手不足が進む原因として「休日の少なさ」「労働時間の長さ」が上位となっている。

続いて、建設産業の「３Ｋのイメージ」「関心が低い」「社会的役割・魅力が伝わっていない」が上位を占めている。

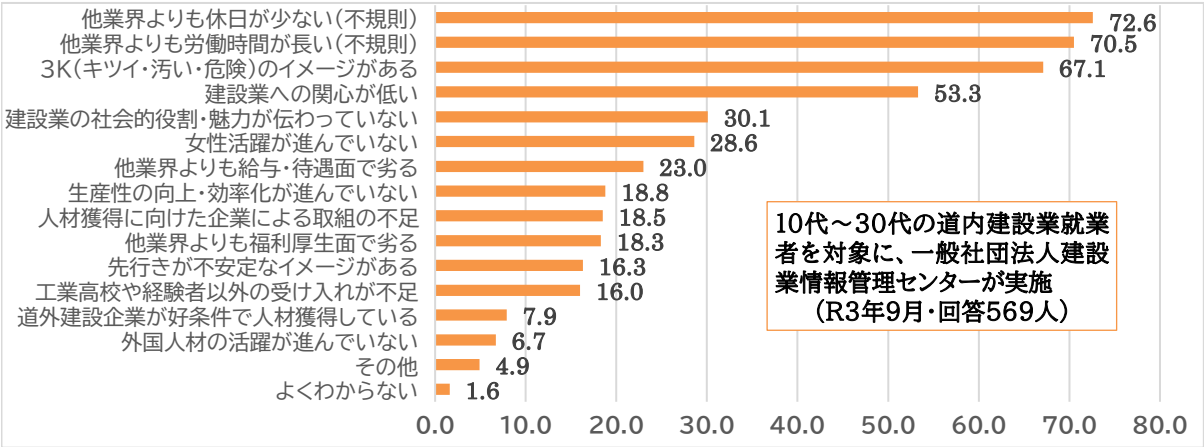

（２）新プランにおいて重要視すべき施策

道内建設企業へのアンケートを行ったところ、「担い手の確保・育成」「生産性の向上」「経営力の向上」が上位となっている。

（※アンケート結果等の詳細は「資料編」Ｐ２を参照）

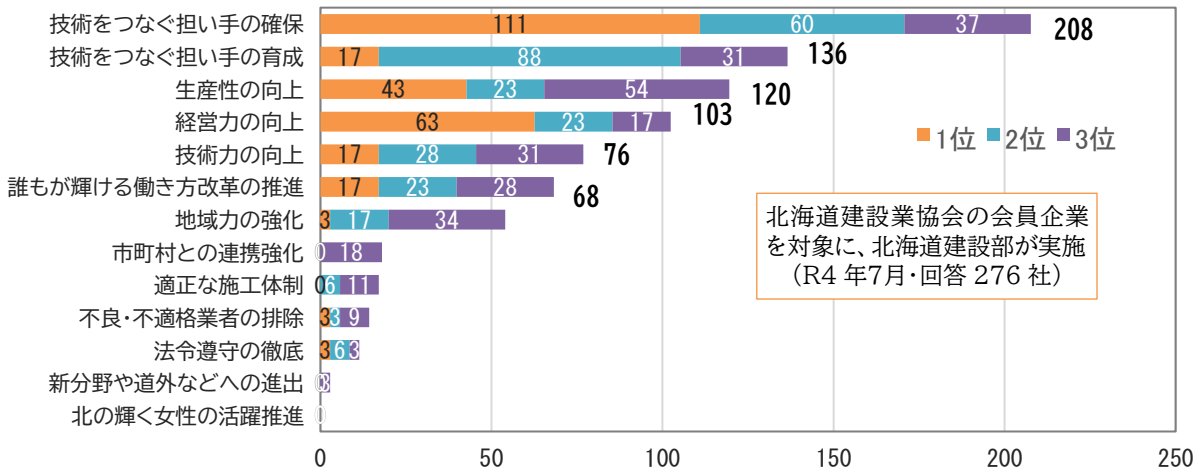

（道内建設企業の主な意見）

＜担い手の確保・育成＞

◆３Ｋのイメージから親や先生が反対する場合もありイメージアップや理解促進策が必要。

◆小中学校の段階からインフラ教育や体験授業を増やして実業志向、理系志向や地域や北海道への愛着を持たせていく。

◆若者の情報源であるＳＮＳや動画サイトなどを活用してＩＣＴを使った現場、ドローンや三次元図面などを紹介。悪いイメージを払拭し若者の「興味」を建設業に結びつけることが効果的と考える。

＜生産性の向上＞

◆ＩＣＴ活用の中でペーパーレス化などが推進されゼロカーボン北海道にも寄与。様々な作業が簡略化しスマートになるよう期待。

◆遠隔臨場による確認・検査やリモート協議など時間的、経費面でも大変有効。

◆画像データ処理が増え、商業高校等からの採用も増加。普通科高校でもＩＣＴ技術者を育成するための履修課程等の新設を要望。

◆施工プロセスだけではなく電子契約など事務手続きについても、生産性向上・効率化の余地はある。

＜経営力の向上＞

◆現場単位でしっかりと利益を生み、適正な利潤の確保を図ることが最も重要。

◆概数確定後の設計変更手続きに時間を要することがあり工事工程に影響。迅速化が必要。

◆資機材の高騰が懸念。単価への反映や鋼材等の制作に時間を要し、工期延長等、柔軟な対応を願う。

◆余裕のある工期、施工時期の平準化や現場の施工方法を反映した積算、柔軟な設計変更など、時代を先取りする取組に期待。

2 北海道建設業審議会意見（主なもの）

＜担い手の確保・育成＞

◆人口減少が進み、人手不足は建設業界だけではなく、多くの業界での課題。居住環境を含め市町村の移住施策との連携したマッチング等、地域全体で課題解決にあたる視点も必要。

◆学生の中には人材総合サービス企業で専門研修を受けた後、建設会社への派遣や就職をする例がある。

◆ＩＣＴ機器の活用は、小さな会社では教育体制にも課題がある。一方で、担い手不足は課題であるが、ＤＸ推進に向けた建設産業の変革は、逆に若者を取り込むチャンスではないか。

＜生産性の向上＞

◆コロナ感染拡大により、どこの業界もＷＥＢ会議やテレワークに取り組んだ。発注者からの打ち合わせ要望も多く、北海道の地域特性もあり移動時間の減少は、働き方改革にもつながる。

◆雪解け後の、４～６月の天候の安定した時期に実働する現場が少ない。各発注者は、早期発注に取り組んでいると思うが、フレックス工期や施工時期の平準化は、現場で実働する人員の春期の雇用の確保等、通年雇用に効果があり、生産性の向上にもつながる。

＜地域力の強化＞

◆時間外労働の上限規制の適用が間近に迫るが、建設業界は、行政を含め技術職員が不足。担い手が確保できない一方で、土木施設の老朽化が進み突発的な維持業務も増加。

◆市町村の中には元請の会員企業がいないところもあり、地域で災害対応ができる建設業者がいるか、このフォローをどのようにするのか、切実な課題であり「地域力」がポイント。

◆昨冬の大雪等、突発的なインフラ整備も含めて「広域化」「広域連携」がキーワードの時代となっている。

3 建設現場で働く方々の声（主なもの）

＜就業環境＞

◆賃金のベースアップがされ始めており、昔に比べたら給与は他の業種より良くなったと実感している。

◆日中は現場、夜は事務所で残業というスタイルを変えるためにもＩＣＴ活用による業務の効率化が必要。

＜女性活躍＞

◆入職してみないと分からないが女性が少ない職場のため、待遇面は良いと感じる。

◆結婚や出産、職場復帰後はこうなる、といったロールモデルの方の情報発信があれば、将来の姿をイメージできて、入職にも効果的。

＜魅力の発信＞

◆建設業は地図に残る仕事、感謝される仕事、ものづくりの達成感等が「魅力」。「やり甲斐」も感じることができる。

◆日々の大自然と向き合う姿、毎日の空撮の風景をSNSで発信。特定マニアの興味から入職へ繋がることもある。

（※各意見の詳細は、「資料編」Ｐ４～を参照）

＜建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO･イメージ＞

建設産業の現状

道内建設業売上高営業利益率
H25 **1.3%** → R3 **4.8%**
（近年は改善傾向）

R3 道内就業者年齢構成比
50歳以上:55%
29歳以下:10%
（若年層低下傾向）

R3 道内新規高等学校卒業者
就職内定者数 683人
（R2:765 人･道計画目標 830 人）

R3 道内新規高等学校卒業者
求人充足率 16.9%
（全産業別で最低の充足率）

R3 道内建設労働者 月間
実労働時間 **173.2時間**
（全国平均165.3時間を上回る）

新たな社会情勢の変化

働き方改革関連法
- R6～時間外労働の罰則付き上限規制適用
- 原則･月45時間 年360時間

新・担い手3法
- 働き方改革の推進、生産性向上への取組
- 災害時の緊急対応充実強化

防災・減災、国土強靭化
- 災害の激甚化･頻発化、インフラ老朽化加速
- 防災･減災、国土強靭化のための5か年加速化対策(R3～R7)

新型コロナウイルス
- 「三つの密」を回避した「新たな日常」の構築
- テレワークやWEB会議の浸透、遠隔臨場の拡大

ゼロカーボン北海道
- 2050年までに道内の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す
- 再生可能エネルギー導入拡大

ICT･DX（情報通信技術）
- 建設現場の生産性向上 i-Construction 推進(国)
- ICT活用モデル工事の拡充(道)

前プランの評価･検証

事業実績評価・客観的指標評価・満足度評価の３つの評価を実施

建設企業･主な意見

- ◆施工時期の平準化や現場の施工方法を反映した積算や柔軟な設計変更など、現場単位で適正な利潤の確保を図ることが、最も重要
- ◆ICT 活用はペーパーレス化、電子契約等の事務効率化やゼロカーボン北海道にも寄与。様々な作業が簡略化し、スマートになるよう期待
- ◆SNS等を活用し ICT 活用の現場、ドローンや三次元図面などを紹介。若者の「興味」を建設業に結びつけ、3K の悪いイメージを払拭

建設業審議会･主な意見

- ◆WEB 会議やテレワークは、北海道の地域特性もあり、移動時間減少は、生産性の向上や働き方改革にもつながる
- ◆人手不足は多くの業界の課題。移住施策と連携し、北海道の魅力をあわせて PR するなど地域全体で課題解決にあたる視点も必要
- ◆土木施設の老朽化が進み、突発的な維持業務が増加。建設業者がいない地域もあり災害、大雪対応等のフォローが課題。広域連携がキーワード

重点課題　建設産業の担い手の確保及び育成

目標1　働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる
適正な工期設定や施工時期の平準化、適切な設計変更の徹底等により長時間労働の是正や適正な賃金水準の確保等、就業環境の適正な整備を促進

目標2　建設産業のミライに向け、生産性の向上への取組を進める
ＩＣＴや新技術の導入等の推進により施工現場のほか、入札契約等、事務的作業の効率化や改善を図っていくことでより一層の生産性を高める

目標3　魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる
ＳＮＳの活用や魅力発信イベント、若者との意見交換会、移住促進施策との連動など、魅力発信を強化し、より多くの方々の理解促進を図る

地域力の強化　経営力の強化

行　政 ― 連携 協力 ― 建設企業・関係団体

目指す姿

地域の安全・安心や経済・雇用を支える建設産業の持続的な発展を図るため
将来の担い手となる若者や子どもたちにとって北海道の建設産業のミライが魅力あるものとなることを目指す

第５章　施策と取組の展開

重点課題である「建設産業の担い手の確保及び育成」の解決に向け、「働き方改革」、「生産性の向上」、「魅力の発信」の３つの柱は相互に関連、連動しており、目標達成に向け各取組や推進事業を深化させるよう展開していく。

目標１　働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる

＜施策１＞　長時間労働の是正や休日の確保
- ●取組項目１　早期発注の推進等による施工時期の平準化
- ●取組項目２　適正・柔軟な工期設定や予算の繰越制度の活用
- ●取組項目３　週休２日の導入促進
- ●取組項目４　労働環境改善プロジェクトの推進

＜施策２＞　担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保
- ●取組項目１　公共工事設計労務単価の適切な設定
- ●取組項目２　予定価格の適正な設定や適切な設計変更の実施
- ●取組項目３　各種円滑化ガイドラインの活用・充実

＜施策３＞　建設産業の環境整備
- ●取組項目１　働き方改革実現に向けた市町村との連携強化
- ●取組項目２　快適トイレ等、より良い就業環境の推進
- ●取組項目３　適正な施工体制の確保や社会保険の加入等の徹底
- ●取組項目４　不良・不適格業者の排除
- ●取組項目５　建設産業へのサポート体制等の充実

目標２　建設産業のミライに向け、生産性向上への取組を進める

＜施策１＞　ＩＣＴ活用などＤＸの取組推進
- ●取組項目１　ＩＣＴ活用モデル工事の拡充や人材育成
- ●取組項目２　ＢＩＭ／ＣＩＭの活用促進
- ●取組項目３　デジタル技術や新技術の活用等による生産性の向上
- ●取組項目４　遠隔臨場やＷＥＢ会議等による業務効率化
- ●取組項目５　電子契約の導入等による事務の軽減
- ●取組項目６　電子納品や工事書類の簡素化等

＜施策２＞　生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等
- ●取組項目１　人材育成に関する研修等の促進
- ●取組項目２　外国人など多様な人材の受入れ・確保
- ●取組項目３　担い手確保・育成推進協議会による情報共有等
- ●取組項目４　担い手の確保・育成等に資する競争入札の実施

目標３　魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる

＜施策１＞　建設産業の魅力発信
- ●取組項目１　ＳＮＳ等を活用した建設現場の魅力の発信
- ●取組項目２　各地域における魅力発信イベントの開催
- ●取組項目３　新たな魅力を創造する取組の促進
- ●取組項目４　移住促進施策との連動した建設産業の魅力発信

＜施策２＞　建設産業への理解促進
- ●取組項目１　幅広い世代等への理解促進
- ●取組項目２　高校生との意見交換会や就業体験の実施
- ●取組項目３　ＩＣＴ体験講習会の開催
- ●取組項目４　ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を発信

＜推進事業＞

◆目標達成に向けた各施策や取組を推進するための北海道の予算事業

◆本プランにおける推進事業は、予算議決後に別途整理を行う

（R4の主な推進事業）
- ○北海道中小企業総合支援センター事業費補助金
- ○中小企業総合振興資金
- ○中小企業競争力強化促進事業
- ○小規模企業者等設備貸与事業
- ○誰もが働きやすい職場環境づくり事業
- ○若年労働者雇用対策事業
- ○人材誘致促進事業
- ○北海道U･Iターンフェア
- ○外国人材活躍促進事業
- ○高校生就業体験活動推進事業
- ○北海道建設業サポートセンターの運営
- ○建設業担い手対策支援事業
- ○男女平等参画社会づくり推進事業
- ○北の女性活躍サポート事業　など

1 目標１ 働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる

施策1 長時間労働の是正や休日の確保

【背景･課題】

◆平成 30 年４月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、建設業においても令和６年度から時間外労働の上限規制に罰則規定が適用されることから、建設工事従事者の長時間労働の是正や週休２日の実現、休日の確保等が必要となっている。

◆令和元年６月には、新・担い手３法（建設業法、入契法、品確法の一体的改正）が施行され、品確法において、発注者の責務として「適正な工期設定」、「施工時期の平準化」、「適切な設計変更」等が明記されており、これらを通じ建設産業の「働き方改革」を推進し、担い手の中長期的な育成・確保を図っていく。

●取組項目１　早期発注の推進等による施工時期の平準化

公共工事や公共工事に関する調査等については、年度当初に事業が少なく、年度末には工事量等が多くなるといった傾向にあり、とりわけ施工期間が限定される北海道において、施工時期の平準化は、年間を通じた工事量の安定による処遇改善や、人材・資機材の効率的な活用による経営の健全化等にも寄与するものである。

このため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により計画的な発注に努め、施工時期等の平準化に取り組む。

●取組項目２　適正・柔軟な工期設定や予算の繰越制度の活用

発注者及び受注者は、工期や委託期間の設定に当たっては、工事や業務の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工等に必要な日数のほか、従事者の休日、実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮するものとし、週休２日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

更に、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度（フレックス方式等）の活用に努めるほか、工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地補償等のやむを得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた場合は、必要な工期を設定し、年度内に終わらない場合には、繰越制度を適切に活用する。

また、民間発注者に対し、国や関係機関と連携し、建設業における令和６年度からの罰則付き時間外労働の上限規制適用の周知や適正な工期による長時間労働の是正等について、働きかけを行っていく。

●取組項目３　週休２日の導入促進

建設現場における休日の確保を図るため、平成３０年度から災害復旧工事など緊急を要する工事を除き、週休２日（４週８休以上の現場閉所）が達成された場合に工事施行成績で加点評価する「週休２日モデル工事」を実施しているが、受注者向けアンケート調査の結果等を検証し、現状の課題や問題点等を把握する。

また、国、道、市町村で構成する北海道ブロック発注者協議会の場等において、同工事について情報提供を行い市町村への普及拡大を図るとともに、道内の行政機関及び建設業団体が協働し、公共工事を一斉に休む取組である「週休２日促進デー」を引き続き実施する等、週休２日の導入を促進する。

●取組項目４　労働環境改善プロジェクトの推進

受発注者双方の労働環境の改善に向けた取組を強化するため、平成２７年度から試行している「労働環境プロジェクト」の取組として、月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない「フライデー・ノーリクエスト＆マンデー・ノーピリオド」や昼休み時間や午

後５時以降に打ち合わせを行わない「ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング」を引き続き実施することとし、更に受発注者への浸透を図っていく。

施策2　担い手の確保･育成のための適正な利潤の確保

【背景･課題】

◆平成 26 年「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」が改正され発注者の責務として、「公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」が明記された。（第 7 条第 1 項第 1 号）

◆これを受け、道では平成 27 年 12 月「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を改定し、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した「予定価格の適正な設定」や施工条件の変化等に応じた「適切な設計変更」、工事に関する資格審査における「技術力などの適切な反映」等に取り組んできたが、受注者として、担い手確保・育成のために適正な利潤が確保されるよう、より一層、これらの取り組みを強化する必要がある。

●取組項目１　公共工事設計労務単価の適切な設定

建設産業における技能労働者の育成・確保のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が重要である。

このため、公共工事設計労務単価については、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させて設定するとともに、法定福利費相当額や有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映させるなど適切な設定を行う。

また、適切な賃金水準の確保を促し技能労働者の更なる処遇改善を図るよう、関係団体に対して要請を行う。

●取組項目２　予定価格の適正な設定や適切な設計変更の実施

工事着手前に、現場条件、施工計画及び工事工程等について、受発注者が一堂に会し情報共有を行う「工事円滑化会議」や発注者、工事受注者及び当該工事に係る詳細設計等を担当した設計者が一堂に会し、設計の考え方、設計・施工条件や施工上の留意点などを協議・確認することで、工事の品質を確保することを目的とした「三者検討会」を実施し、技術的知識を相互に交換することで円滑な事業実施や、それぞれの一層の技術力向上や施工の効率化、成果品の品質向上を図るとともに、市町村に対し、その効果などを周知していく。

また、予定価格の適正な設定に努めるとともに、工事完成前に適切な設計変更手続きや工事書類検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、工事書類の簡素化等について、受注者と発注者が一堂に会して確認共有することを目的とした「設計変更確認会議」を開催するほか、現場実態に即した迅速で的確な設計変更が行われるよう事務処理の見直しを検討する。

●取組項目３　各種円滑化ガイドラインの活用・充実

工事準備段階・工事施工段階における発注者・受注者の役割、設計変更等手続きの円滑化・迅速化、適切な設計変更の留意事項等について記した「工事施工円滑化ガイドライン」や「委託業務円滑化ガイドライン」の活用・充実を図ることにより、受発注者双方の理解を深め、各種手続きを書面により速やかに実施することを通じて、工事や調査・設計業務等の円滑化を図る。

施策3　建設産業の環境整備

【背景・課題】

◆品確法では、発注者の責務として「適正な工期設定」「現場の処遇改善」等が明記されており建設産業の時間外労働の令和６年度からの罰則付き上限規制適用が迫る中、「働き方改革」への対応が急務となっており、国、道、市町村等、発注者全体での取り組みが重要である。

◆北海道内の国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保や担い手の中長期的な育成及び確保等のために講ずべき施策について、情報交換や連絡調整を行うとともに、各発注者共通の課題への対応及び各種施策の推進を図ること等を目的とした「北海道ブロック発注者協議会（庶務：北海道開発局）」や公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、道及び各市町村の発注者が相互の連絡調整等や調査研究等を行うこと等を目的とした「北海道公共工事契約業務連絡協議会（事務局：道建設部建設管理課）」の場等を通じ、道内各市町村と更なる連携強化を図っていく。

◆担い手の確保・育成のためには、技能労働者が処遇や将来の見通しを持ちながら、働きがいや希望をもって働くことができる就業環境の実現が重要であり、安全で快適な職場環境の整備や建設キャリアアップシステムの普及促進、経営に係る相談支援等を行う「北海道建設業サポートセンター」の運営等、建設産業の環境整備を図っていく。

●取組項目１　働き方改革実現に向けた市町村との連携強化

北海道ブロック発注者協議会や北海道公共工事契約業務連絡協議会の場等を通じ、各市町村に対し、総合評価落札方式等の入札制度や担い手３法の趣旨の徹底について周知するとともに、週休２日工事や適切な工期設定等、働き方改革実現に向けた情報交換や連絡調整を行う等、市町村との連携を強化する。

また、市町村におけるダンピング対策導入に向け、課題等を把握するとともに、国と連携した取組を検討する。

●取組項目２　快適トイレ等、より良い就業環境の推進

建設現場に「快適トイレ」（洋式便座、水洗い機能等を備えた男女とも快適に使用できる仮設トイレ）を設置するなど、建設現場を男女とも働きやすい職場環境へ改善する。

●取組項目３　適正な施工体制の確保や社会保険の加入等の徹底

公共工事の品質や契約の適正な履行を確保するため、工事現場等における施工体制の点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者へ適切な指導を行うほか、就業者の社会保険や建設業退職金共済制度の加入を促進し、労働者福祉の向上を図る。

また、技能者の資格や社会保険の加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの普及促進に向け、モデル工事の試行内容の拡大や建設業団体との意見交換を行うとともに、市町村の導入に向けた周知等を図っていく。

●取組項目４　不良・不適格業者の排除

建設業法や労働安全衛生法などの関係法令の遵守に関するガイドライン等の周知徹底を行うとともに、建設工事の安全パトロールや下請状況等調査を実施し、関係法令の遵守状況を確認する。

また、不正を行った建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等を行うほか、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対しては、「建設ホットライン」で助言等を行う。

●取組項目５　建設産業へのサポート体制等の充実

建設産業支援の道の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」等において中小企業診断士や公認会計士による経営相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や事業の活性化を図る。

2 目標２ 建設産業のミライに向け、生産性向上への取組を進める

施策1 ICT活用などDXの取組推進

【背景･課題】

◆品確法において、発注者は「監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たって、情報通信技術の活用等を図るよう努めること」、受注者は「情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性能向上等に努めること」が明記されている。

◆建設工事の計画から検査までの施工プロセスの全ての段階でＩＣＴ等、情報通信技術を全面的に活用し、インフラ分野のＤＸを推進するとともに、入札契約手続き等、事務処理の効率化を進め、コスト縮減を含む生産性向上を図ることにより、魅力ある建設産業を目指す。

●取組項目１　ＩＣＴ活用モデル工事の拡充や人材育成

建設現場の生産性、安全性の向上に効果的なＩＣＴ活用の普及・促進のため、工事の全てのプロセスでＩＣＴを活用する全面的な活用工事に加え、工事の一部のプロセスでＩＣＴを活用することも可能な部分的な活用工事を実施するなど、モデル工事の拡充を図る。また、ＩＣＴに精通した建設技術者育成といった課題に対応するため、３次元設計データの作成、活用に関する研修会について、その習熟度に応じた開催やＷＥＢによる実施等、充実を図りながら、知識の習得やスキルアップを図る。

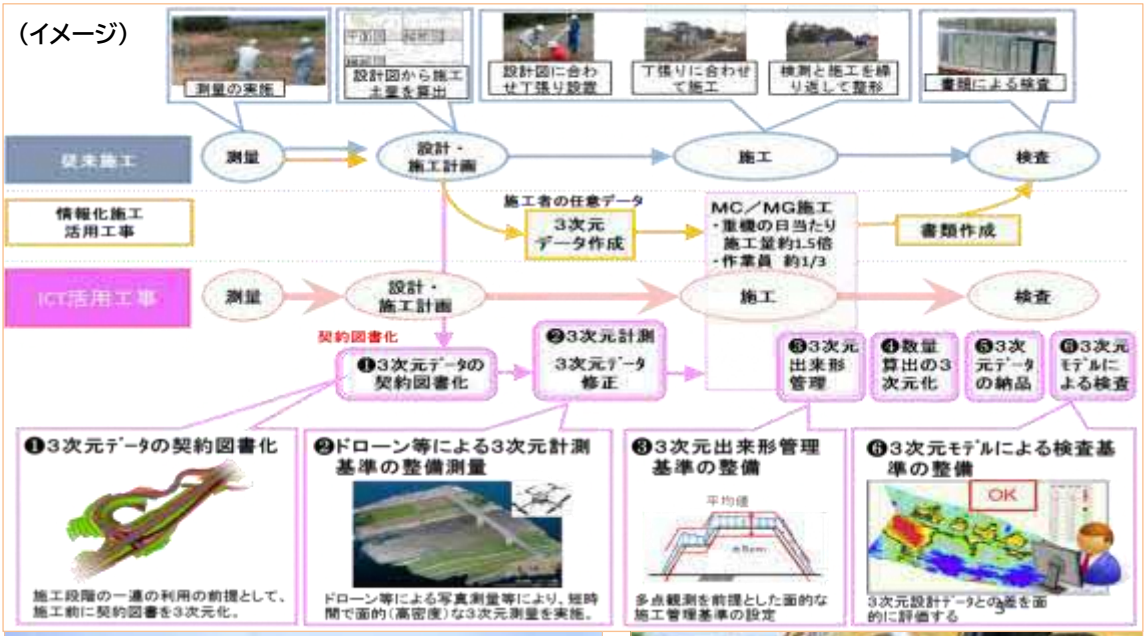

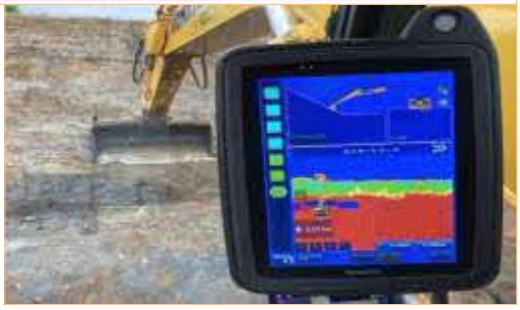

●取組項目２　ＢＩＭ/ＣＩＭの活用促進

計画・調査・設計段階から３次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階において、情報を充実させながらこれを活用し、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、受発注者双方の業務効率化・高度化を図ることを目的とした BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）の活用促進に向けた取組を進める。

●取組項目３　デジタル技術や新技術の活用等による生産性の向上

橋梁や海岸施設等の点検において、ドローン等、新技術の導入により現場作業を軽減し、その撮影画像をＡＩ（人工知能）解析することで、コンクリートのひび割れを自動検出するなど、デジタル技術を活用した公共土木施設の維持管理等の効率化を図るとともに、除雪作業においては周囲確認用のモニターを除雪車に装着することにより、２名体制で行っている作業を１名で実施する等、ＩＣＴを活用した作業の省力化に向けた取組を進める。

また、工程短縮や省人化に寄与するコンクリート構造物の単純断面化やプレキャスト化の活用拡大に努めるなど、建設現場における生産性向上を図る。

更に、コスト縮減や建設廃棄物のリサイクル促進等を図るために民間事業者等により開発された有用な新技術について、情報提供や募集を行い、積極的な活用に努める。

●取組項目４　遠隔臨場やＷＥＢ会議等による業務効率化

建設工事における施工管理等の業務の効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、施工状況の確認や検査を行う「遠隔臨場」の適用拡大や、ＷＥＢを活用して受発注者が会議や打ち合わせを行うことで、確認書類の簡素化や移動時間の削減等、業務の効率化を図る。

●取組項目５　電子契約の導入等による事務の軽減

電子による契約手続きは、印紙税法上の課税物件である用紙等による契約書が存在しないため、印紙税納付が不要になるほか、移動や郵送費の削減などのメリットがあることから、効率的で利便性の向上が図られるよう、導入に向けた検討を進める。

また、前払金の保証証書の電子化や北海道建設部見積用参考資料等提供システムによる入札及び契約にかかる情報提供等の充実等、受注者の事務軽減に向けた取組を進める。

●取組項目６　電子納品や工事書類の簡素化等

調査、設計、工事などの最終成果を電子成果品とし納品し、共有・再利用することで、事業施行の効率化や品質の向上を図る。

また、受発注者双方の事務の負担軽減のため、国との様式の統一化や不要な様式の廃止、提出書類の削減等、随時、見直しを進めていく。

施策2　生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等

【背景･課題】

◆品確法では、発注者は「若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況」など、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めることが明記されている。（第 13 条）

◆令和 4 年 9 月、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れる「特定技能制度」の建設分野において、技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業が「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の新区分に分類され、従事可能な業務が拡大した。

◆また、研修で知識を身に付けた職員が現場担当者の書類の作成など事務作業を支援する「建設ディレクター」として女性社員が活躍する例が道内企業でも見られ、こうした女性活躍の更なる促進や、コロナ禍を契機に地方で働くことへの関心の高まりもあり、市町村の移住施策と連携した取組等、生産性の向上を支える担い手の確保・育成に向け、多様な人材に対するアプローチが必要となっている。

●取組項目１　人材育成に関する研修等の促進

建設業団体が行う新入社員研修や技術者講習会等と連携し、入職者の育成や離職者の抑制に向けた取組を促進する。

また、多年にわたり技能の習得に励み、卓越した技能を身につけるとともに、後進技能者の育成に尽力するなど他の技能者の模範と認められた者を表彰し、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図る。

●取組項目２　外国人など多様な人材の受入れ・確保

外国人材の活躍促進や若者の道内定着、道外からの人材誘致に向け、「北海道人材確保対策推進本部」等、庁内関係部局との連携を一層強化し、情報や魅力の発信、就業の促進、受入環境の整備などの取組を行うとともに、建設工事競争入札参加資格審査において障がい者の就労や女性の活躍支援等、「北海道働き方改革推進企業」を評価するなど、多様な人材の受け入れに向けた取組を促進する。

●取組項目３　担い手確保・育成推進協議会による情報共有等

道と国、建設業団体、商工団体、教育機関などで構成する「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」を開催し、本道の建設産業の技術者・技能者などの担い手の現状や課題に関する認識を共有し、連携を強化することで、担い手の確保・育成の取組の効果的な推進を図る。

●取組項目４　担い手の確保・育成等に資する競争入札の実施

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、地域において災害対応を含む社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる懸念がある。

このため、総合評価落札方式においては、価格に加え、品質向上にかかる技術的能力を適切に評価するとともに、建設産業を支える技術、技能の承継を図るため、若手技術者の雇用や通年雇用、奨学金返済の支援等、担い手の確保・育成に取り組む企業や、緊急時の応急対応実績や公共施設の維持管理業務の契約実績など、地域の安全・安心へ貢献する企業を評価する。

3 目標３ 魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる

施策1 建設産業の魅力発信

【背景･課題】

◆アンケート調査等から、建設産業への就職をためらう理由として、「危険が伴い、労働時間が長くてきつく、給与が安い」といった、いわゆる３Ｋのイメージがあるが、給与については、平成 23 年度以降、公共工事設計労務単価（全国全職種）は上昇を続け、令和 3 年度は平成 24 年度の 1.5 倍強の水準に達している。また、企業の収益力を示す道内建設業の売上高営業利益率は、平成 21 年度を底として近年は改善傾向にある。

◆労働時間に関しては、令和 6 年度から時間外の上限規制が適用され、建設産業も他産業と同水準の「原則月 45 時間、年 360 時間」が適用されることから、週休２日工事の推進や、各企業においてはＩＣＴ等を活用して生産性の向上を図りながら、従来の働き方を変えようとしている。

◆また、近年、頻発化・激甚化する災害への対応や老朽化が進むインフラへの対応のほか、建設現場におけるカーボンニュートラルへの対応など、建設産業には将来にわたって取り組むべき社会的な課題があり、将来の担い手となる若者にとって、地域の守り手として社会や経済を支える使命感や、やりがいを感じることもできる。

◆令和元年には、建設産業の担い手育成・確保の枠組みを法的に裏付ける新品確法が施行されるなど、こうした３Ｋから新３Ｋ（給与が良く、休暇が取れ、希望がもてる）へと目指す動きが、国や地方公共団体、業界全体で加速しており、より一層連携を強化し、建設産業の魅力を広く発信し、担い手の確保につなげていく必要がある。

●取組項目１　ＳＮＳ等を活用した建設現場の魅力の発信

ＳＮＳやホームページ、メールマガジンなどにより建設産業の役割や重要性を発信するとともに、建設現場におけるＩＣＴ施工やドローンやＡＩ（人工知能）の活用状況の他、週休２日等、労働時間の短縮に向けた取組や給与水準の上昇等、現在の建設産業のの魅力を広く発信することにより、これまでの３Ｋのイメージを払拭し、新３Ｋへのイメージ転換を図っていく。

●取組項目２　各地域における魅力発信イベントの開催

建設業団体等と連携し、道内各地域において、小中学生や高校生、大学生のほか幅広い年齢層が参加できる建設産業体験やパネル展示などのイベントを開催し、建設産業の役割や魅力をＰＲすることにより、イメージアップを図る。

●取組項目３　新たな魅力を創造する取組の促進

建設業団体等による高校生を対象とした建設産業にかかるクイズ大会の実施など、これまでの取組から視点を変え、創意工夫を凝らした新たな魅力を創造する取組と連携し、建設産業の魅力を伝える。

●取組項目４　移住促進施策との連動した建設産業の魅力発信

道外からの就業者拡大に向け、首都圏等において開催する「北海道U･Ｉターンフェア」などにおいて、北海道に移住し就職を希望する方に対する道内建設産業の魅力や雇用に関する情報の提供や北海道で働くことの魅力、北海道の成長性等を積極的にＰＲする等、道や市町村が行う移住促進施策と連動した取組を進める。

施策2　建設産業への理解促進

【背景･課題】

◆少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、労働力の減少が見込まれる中、土木・建築等、建設専門課程を持つ高校や大学、専門学校等を卒業する学生は減り続けており、ＰＣによるデータや画像処理等にＩＣＴスキルを持つ人材を事務職員として採用することで、現場技術者の負担を軽減し、生産性の向上を図る企業が増えている。

◆アンケート結果等によると、スマホやゲーム等、デジタル機器に慣れ親しんで育った現代の若者は、インターンシップ等において３次元図面やドローン、ＩＣＴ技術を用いた最先端の測量体験等に、ゲーム感覚で興味を示し、それをきっかけとして建設産業に興味を示し採用につながる例も増えている。

◆こうしたＩＣＴ活用による生産性向上や働き方改革に取り組み、３Ｋから新３Ｋへ変革を目指す「リアルな建設産業」を幅広い世代や多様な人材へ、直接、情報発信することで、建設産業への理解促進を図り、担い手の確保につなげていくことが重要となっている。

●取組項目１　幅広い世代等への理解促進

建設業団体等と連携し、親子を対象とした建設機械の乗車体験や作業機械を使ったゲーム、パネル展示等のイベントを実施し、建設産業を担う子どもたちに、普段目にすることの少ない建設機械とふれあい、その役割や重要性を理解し身近に感じてもらうことで、建設産業への理解を促進する。

また、建設産業だけではなく、あらゆる業種において求人需要が高まっていく中、将来働き手となりうる潜在的な労働者と建設企業の双方が、適切な情報を得ることができるよう、女性や大学生等との意見交換会等を実施し、あわせて企業向けセミナー等を開催することで、きめこまやかな求人・求職者情報の提供や職場情報のみえる化によるマッチング機能の向上を図っていく。

●取組項目２　高校生との意見交換会や就業体験の実施

建設業団体等と連携し、若手建設業就業者と高校生との意見交換を実施することにより、就職先に対する疑問や不安等の解消や、進学先に建設系の学校を選択するきっかけとなる情報を提供するとともに、地域の建設企業等と連携したインターンシップの実施により、高校生の建設産業への理解を深め、勤労観・職業観を醸成する。

なお、近年、建設企業における業務内容は、ＰＣによるデータや画像処理のスキルが必要となっており、商業高校や専門学校の卒業者が採用されるケースが増えてきていることから、意見交換会を行う高校として工業系高校のほか、各地域の状況に応じ、新たに普通科高校等を選定する。

●取組項目３　ＩＣＴ体験講習会の開催

高校生を対象にＩＣＴを活用した建設技術に関する座学とドローンの操縦体験等による講習会を実施し、生産性の向上や安全性の確保等につながる建設産業におけるＩＣＴの活用状況を伝えることで、建設産業への入職を促進する。

●取組項目４　ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を発信

建設現場でのＣＯ２削減に向けた機運醸成を図るため、「ゼロカーボン北海道」に資する工事現場での意欲的な取組に対し工事成績を評価する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の実施や、脱炭素への取組を宣誓し実践する事業者について「ゼロカーボン・チャレンジャー」として登録し、道のＷＥＢサイトにおいてＰＲするなど、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する建設産業の取組を積極的にＰＲする。

＜環境対策型建設機械の活用＞

＜ソーラーパネルの活用＞

第６章　プランの推進

1 推進体制と進捗管理

各施策の取組状況については、施策に関連する各種統計データ等に基づき、社会経済情勢の変化を的確に把握し、毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて、次年度以降の取組を検討するなど＜ＰＤＣＡサイクル＞により、プランの着実な推進を図る。

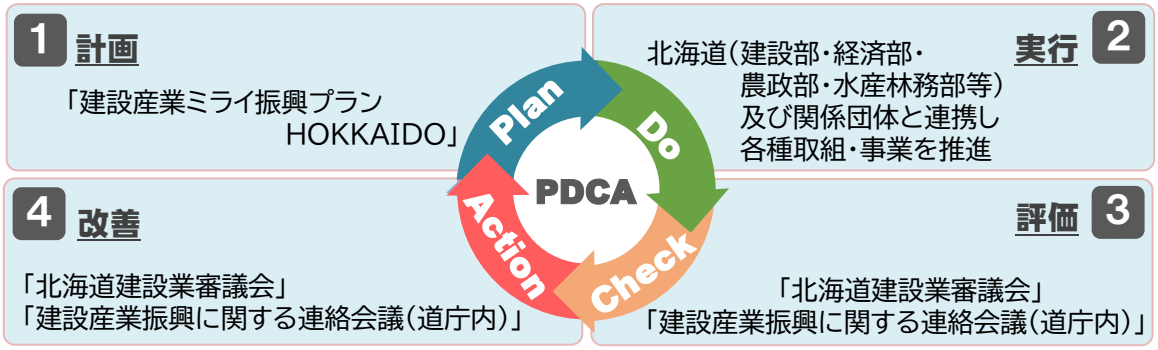

（点検・評価にかかる指標項目）

主な施策	指標項目	備考（基準）
長時間労働の是正や休日の確保	地域平準化率※1	発注者協議会の目標
	道内建設業の月間労働時間※2	道内全産業との比較
担い手の育成・確保のための適切な利潤の確保	売上高営業利益率※3	全国建設業との比較
ＩＣＴ活用などＤＸの取組推進	建設管理部発注「ＩＣＴモデル工事」の実施率※4	前年実績との比較
建設産業の魅力発信・理解促進	道内新規高等学校卒業者の平均就職内定者数※5	道総合計画の指標として設定

※1　令和6年度目標:「4～6月期の工事平均稼働件数」/「年度の工事平均稼働件数」=0.75（P15参照）
※2　毎月勤労統計調査（厚生労働省）等による（P9参照）
※3　年次別法人企業統計調査（財務省）・北海道建設業信用保証（株）公表資料による（資料編P12 参照）
※4　受注者の提案・協議によりICT活用建設機械による施工や3次元設計データ作成等を行う工事（資料編P13 参照）
※5　ハローワークの職業紹介により道内建設業への就職が内定した者。目標値は「R3～R7平均就職内定者数＝830人」としている。（P8参照）

また、施策の展開にあたっては、より即応性が高く実効性のあるものとなるよう、実際の現場の状況や意見を重視し、迅速に課題対応を行う＜ＯＯＤＡループ＞により、事業や取組の質を高めていく。

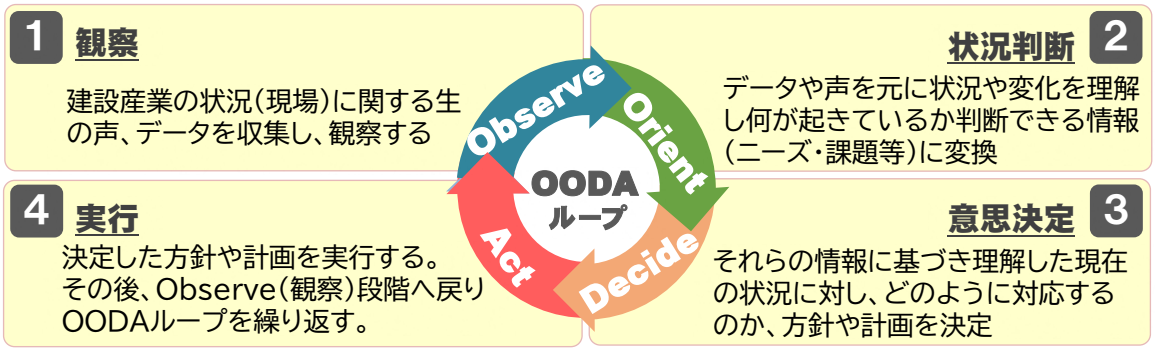

2 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた施策の推進

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」は、２０１５年（平成２７年）９月に国連で採択された先進国を含む２０３０年（令和１２年）までの国際社会全体の開発目標であり、１７のゴール（目標）とその下位目標である１６９のターゲットから構成されている。

本プランにおいても「８　働きがいも将来成長も」や「11　住み続けられるまちづくりを」といった関連するＳＤＧｓの視点を取り入れ、各施策を進めるものとする。

（ターゲットの例）

[8.5] 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	**[9.4]** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	**[11.5]** 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害など災害による死者や被災者を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

該当するゴール		主な施策	ゴールと施策の関係
	質の高い教育をみんなに	▪ＩＣＴ活用などＤＸの取組推進 ▪生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 ▪建設産業の魅力発信・理解促進	講習会や資格取得など担い手育成への取組や広く建設産業の魅力を発信する取組等
	ジェンダー平等を実現しよう	▪建設産業の環境整備 ▪生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等 ▪建設産業の魅力発信・理解促進	女性が活躍する場をつくり、女性も含めた講習会などの取組等
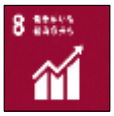	働きがいも将来成長も	▪長時間労働の是正や休日の確保 ▪担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 ▪建設産業の環境整備	働き方改革の推進や就業環境の改善など、担い手確保･育成の取組等
	産業と技術革新の基盤をつくろう	▪担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保 ▪ＩＣＴ活用などＤＸの取組推進 ▪建設産業の魅力発信・理解促進	DXの取組推進や新技術の活用、広報活動などの取組等
	住み続けられるまちづくりを	▪建設産業の魅力発信・理解促進	建設産業の役割や安心･安全な地域づくりへの貢献など、建設産業への理解を深め、広報する取組等
	平和と公正をすべての人に	▪建設産業の環境整備 ▪生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等	性別や国籍に捕らわれない担い手の確保･育成への取組等
	パートナーシップで目標を達成しよう	▪全ての施策	関係団体及び企業等と連携し、取り組む

ひとと、ちいきと、あしたへ。
北海道の建設業

「ひとと、ちいきと、あしたへ。」
は、
北海道に住まう人々が安全に、安心して暮らしていけること、
地域社会に貢献すること、
次世代に向けた社会資本の整備に取り組み、
そしてそれらを伝え遺してくこと
を建設産業が担う社会的責任として、建設産業の更なる発展へ
と繋げていきたいという想いを込めた言葉です

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設業サポートセンター
TEL 011-204-5810（直通電話）
北海道建設部 建設政策局 建設管理課